

北海道社会福祉協議会 社会福祉施設介護等体験事業実施要綱

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

1 目 的

この要綱は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年 法律第90号）の施行により、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に対し、社会福祉施設等における介護等の体験が義務付けられたことに伴い、北海道内の社会福祉施設等（特別支援学校を除く。以下同じ。）における受入調整を円滑に行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業は、社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）が北海道及び北海道教育委員会との連携のもとに、介護等体験の受入施設の協力を得て行うものとする。

3 事業の概要

本事業は、道社協が義務教育教員免許志願者を養成する関係大学等からの申請に基づき、介護等体験の受入施設の状況を確認し、適宜介護等体験の実施を調整する。

なお、具体的な調整手続は、北海道教育委員会が定める「北海道介護等体験実施要項」（平成10年6月19日付け北海道教育委員会教育長通知）によるほか、道社協が別途定める調整要領による。

4 対 象

本事業の対象は、介護等体験を希望する者及び受入が可能な社会福祉施設等とする。

①介護等体験希望者－北海道内に所在する大学及び教員養成機関（以下「大学等」という。）に在籍する学生若しくは北海道内に自宅、または帰省先を持つ学生で小学校及び中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者。

②受 入 施 設－北海道内の保育所を除く社会福祉施設等

5 実施内容

大学等からの「申込書」と、社会福祉施設等の「受入計画書」をもとに調整を行い、その結果を大学等と受入施設に通知する。

6 事故等への対応

① 保険加入の奨励

介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険（本人の傷害事故、対人、対物および受託物の賠償事故）については、派遣する大学等において対応する。

② 健康管理等

施設利用者のプライバシーや健康管理への配慮については、大学等や受入施設で実施するオリエンテーション時に十分な指導を行うこと。

7 介護等体験の費用

① 介護等体験に要する費用

- ・ 学生1人につき 10,000円 (@2,000円×介護等体験日数5日)とする。

② 介護等体験に要する費用の納入

- ・ 大学等は、介護等体験の申込時に、①の介護等体験の費用をあらかじめ学生から徴収し、一括して道社協の指定する銀行口座に払い込むこと。

③ 受入施設への費用の納入

- ・ 道社協は、受入施設に対し、介護等体験希望者一人につき1日1,000円に介護等体験実施日数を乗じた額を介護等体験終了報告書の提出後に納入するものとする。

8 他の社会福祉実習との関係

社会福祉施設等において行われた介護福祉士、社会福祉士など他の資格を取得するための実習等(介護等体験の受入施設とされている施設において行われたものに限る。)についても、介護等体験の内容に相当するものとして受入施設の長が判断すれば証明書の交付は可能とする。

9 個人情報の取扱いについて

当事業に関して得た個人情報は、受入調整、連絡調整等、当事業に付随する業務以外の目的で使用しないこととする。また、管理については、北海道社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供しない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する